平成２３年（フ）第２０３５号
福岡市早良区荒江３丁目19番８号
債務者　坂本　由紀
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０５２号
福岡市中央区薬院２―17―28―501
債務者　熊手祭佐己
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０５４号
福岡県糟屋郡宇美町貴船５丁目20番19号
債務者　上村　真二
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０５７号
福岡市南区大平寺２丁目７番23号
債務者　楠田　俊夫
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０６４号
福岡市中央区黒門５番21―202号
債務者　野際　統吾
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０７７号
福岡市東区青葉４丁目14番11―101号　ルミエール青葉Ｄ棟
債務者　大西節子こと　崔　　節子
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０８３号
福岡市中央区大濠１丁目12番22号
債務者　新原美佐子（旧姓高嶋）
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０８８号
福岡市東区松島３丁目１番７号
債務者　島本　　護
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０８９号
福岡県糸島市浦志２丁目４番30―103号
債務者　山本　章吾
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０９３号
福岡市東区香椎駅東１丁目38番６―205号
債務者　壱見屋書店新宮下府店こと　舩越　朗
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１０１号
福岡県糟屋郡志免町御手洗２丁目１番２―205号
債務者　栗木　龍二
1　決定年月日時　平成23年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１０２号
福岡県糟屋郡志免町御手洗２丁目１番２―205号
債務者　栗木　晴美
1　決定年月日時　平成23年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１０４号
福岡市南区曰佐５丁目４番21号
債務者　児嶋　幸子
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１０６号
福岡市南区向新町１丁目13番18―402号
債務者　志牟田信行（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１０９号
福岡市西区下山門団地16番201号
債務者　安田　正美
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１１９号
福岡県朝倉市入地2801番地２
債務者　長野ゆかり
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１５８号
福岡県大野城市瓦田２丁目８番１号アゼリア22―103号
債務者　山崎　　孝
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１９２号
福岡市早良区賀茂４丁目29番４号
債務者　平田　圭造
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部